

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改正案	現行
<p>第一条の二 外国会社（法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる外国投資証券、同項第十七号に掲げる有価証券で同項第三号から第九号まで若しくは第十二号から第十六号までに掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第十八号に掲げる有価証券、同項第十九号若しくは第二十号に掲げる有価証券（外国の者が発行者であるものに限る。）、同項第二十一号に掲げる有価証券又は同条第二項第二号、第四号若しくは第六号に掲げる権利の発行者をいう。第七章において同じ。）が提出する財務書類（中間財務書類及び四半期財務書類を除く。同章において同じ。）の用語、様式及び作成方法は、同章の定めるところによるものとする。</p> <p>（財務諸表の作成基準及び表示方法）</p> <p>第五条 法の規定により提出される財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 財務諸表提出会社が採用する会計処理の原則及び手続については、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用されていること。</p>	<p>第一条の二 外国会社（法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる外国投資証券、同項第十七号に掲げる有価証券で同項第三号から第九号まで若しくは第十二号から第十六号までに掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第十八号に掲げる有価証券、同項第十九号若しくは第二十号に掲げる有価証券（外国の者が発行者であるものに限る。）、同項第二十一号に掲げる有価証券又は同条第二項第二号、第四号若しくは第六号に掲げる権利の発行者をいう。以下同じ。）が提出する財務書類（中間財務書類及び四半期財務書類を除く。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、第七章の定めるところによるものとする。</p> <p>（財務諸表の作成基準及び表示方法）</p> <p>第五条 法の規定により提出される財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 財務諸表提出会社が採用する会計処理の原則及び手続については、正当な理由により変更を行なう場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用されていること。</p>

2 (略)

(定義)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 前項に規定する他の会社等の意思決定機関を支配している会社等とは、次の各号に掲げる会社等をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社等は、この限りでない。

一 (略)

二 他の会社等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社等であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する会社等

イ (略)

ロ 役員(法第二十一条第一項第一号(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する役員をいう。以下同じ。)若しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ ホ (略)

三 (略)

2 (略)

(定義)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 前項に規定する他の会社等の意思決定機関を支配している会社等とは、次の各号に掲げる会社等をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社等は、この限りでない。

一 (略)

二 他の会社等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社等であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する会社等

イ (略)

ロ 役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ ホ (略)

三 (略)

5 (略)

6 前項に規定する子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 (略)

二 子会社以外の他の会社等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己が子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロ〜ホ (略)

三・四 (略)

7〜16 (略)

17 この規則において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一〜六 (略)

七 財務諸表提出会社の役員及びその近親者

5 (略)

6 前項に規定する子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 (略)

二 子会社以外の他の会社等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己が子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロ〜ホ (略)

三・四 (略)

7〜16 (略)

17 この規則において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一〜六 (略)

七 財務諸表提出会社の役員（法第二十一条第一項第一号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。

八〇十 (略)

18〇25 (略)

26 この規則において、「ストック・オプション」とは、自社株式オプションのうち、財務諸表提出会社が従業員等（当該財務諸表提出会社と雇用関係にある使用人及び当該財務諸表提出会社の役員をいう。以下この項において同じ。）に、報酬（労働や業務執行等の対価として当該財務諸表提出会社が従業員等に給付するものをいう。）として付与するものをいう。

27〇40 (略)

(親会社又は重要な関連会社に関する注記)

第八条の十の二 財務諸表提出会社について、次の各号に掲げる者が存在する場合には、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合は、この限りでない。

一 (略)

二 重要な関連会社 当該関連会社の名称並びに持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額の算定対象となつた当該関連会社の貸借対照表及び損益計算書における次に掲げる項目の金額

イ (略)

ロ 損益計算書項目（売上高（役務収益を含む。以下同じ。）、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額、当期純利益

次号において同じ。）及びその近親者

八〇十 (略)

18〇25 (略)

26 この規則において、「ストック・オプション」とは、自社株式オプションのうち、財務諸表提出会社が従業員等（当該財務諸表提出会社と雇用関係にある使用人のほか、当該財務諸表提出会社の取締役、会計参与、監査役及び執行役並びにこれらに準ずる者をいう。）に、報酬（労働や業務執行等の対価として当該財務諸表提出会社が従業員等に給付するものをいう。）として付与するものをいう。

27〇40 (略)

(親会社又は重要な関連会社に関する注記)

第八条の十の二 財務諸表提出会社について、次の各号に掲げる者が存在する場合には、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合は、この限りでない。

一 (略)

二 重要な関連会社 当該関連会社の名称並びに持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額の算定対象となつた当該関連会社の貸借対照表及び損益計算書における次に掲げる項目の金額

イ (略)

ロ 損益計算書項目（売上高、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額、当期純利益金額又は当期純損失金額その他の

金額又は当期純損失金額その他の重要な項目をいう。)

2 (略)

(共同支配企業の形成の注記)

第八条の二十二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、共同支配企業の形成に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、個々の共同支配企業の形成に重要性は乏しいが、企業結合が行われた事業年度の共同支配企業の形成全体に重要性がある場合には、同項に定める事項を当該企業結合全体で注記しなければならない。

3 (略)

(事業分離の注記)

第八条の二十三 (略)

2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、事業分離の影響額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、個々の取引に重要性は乏しいが、事業分離が行われた事業年度における取引全体に重要性がある場合には、同項第一号及び第二号に掲げる事項を当該取引全体で注記しなければならない。

4 (略)

(減損損失累計額の表示)

重要な項目をいう。)

2 (略)

(共同支配企業の形成の注記)

第八条の二十二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、共同支配企業の形成に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、個々の共同支配企業の形成に重要性は乏しいが、企業結合が行われた事業年度の共同支配企業の形成全体に重要性がある場合には、前項に定める事項を当該企業結合全体で注記しなければならない。

3 (略)

(事業分離の注記)

第八条の二十三 (略)

2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、事業分離の影響額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、個々の取引に重要性は乏しいが、事業分離が行われた事業年度における取引全体に重要性がある場合には、第一項第一号及び第二号に掲げる事項を当該取引全体で注記しなければならない。

4 (略)

(減損損失累計額の表示)

第二十六条の二 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、次項及び第三項の規定による場合のほか、当該各資産の金額（前条の規定により有形固定資産に対する減価償却累計額を、当該資産の金額から直接控除しているときは、その控除後の金額）から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示しなければならない。

2～4 (略)

（企業結合に係る特定勘定の注記）

第五十六条 取得と判定された企業結合において、企業結合に係る特定勘定（取得後短期間で発生することが予測される費用又は損失であつて、その発生の可能性が取得の対価の算定に反映されているものをいう。第九十五条の三の三において同じ。）が負債に計上されている場合には、その主な内容及び金額を注記しなければならない。

（収益及び費用の分類）

第七十条 収益又は費用は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に分類して記載しなければならない。

一 売上高

二～七 (略)

（特定事業会社の原価明細書）

第二十六条の二 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、次項及び第三項の規定による場合のほか、当該各資産の金額（前条の規定により有形固定資産に対する減価償却累計額を、当該資産の金額から直接控除しているときは、その控除後の金額）から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示しなければならない。

2～4 (略)

（企業結合に係る特定勘定の注記）

第五十六条 取得と判定された企業結合において、企業結合に係る特定勘定（取得後短期間で発生することが予測される費用又は損失であつて、その発生の可能性が取得の対価の算定に反映されているものをいう。）が負債に計上されている場合には、その主な内容及び金額を注記しなければならない。

（収益及び費用の分類）

第七十条 収益又は費用は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に分類して記載しなければならない。

一 売上高（役務収益を含む。以下同じ。）

二～七 (略)

（特定事業会社の原価明細書）

第七十八条 (略)

2 第二条に規定する法令又は準則において定められている附属明細表のうち次に掲げるものは、前項に規定する明細書と同一の内容の書類に該当するものとする。

一～三 (略)

四 電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号)に定める電気事業営業費用明細表

五～八 (略)

3 (略)

第九十五条の五 (略)

2 (略)

3 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

(株主資本等変動計算書の区分表示)

第百条 (略)

2 株主資本等変動計算書は、適切な項目に区分し、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。当該項目及び科目は、前事業年度末及び当事業年度末の貸借対照表における純資

第七十八条 (略)

2 第二条に規定する法令又は準則において定められている附属明細表のうち次に掲げるものは、前項に規定する明細書と同一の内容の書類に該当するものとする。

一～三 (略)

四 電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号)に定める電気事業営業費用明細表

五～八 (略)

3 (略)

第九十五条の五 (略)

2 (略)

3 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合は、第一項第一号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

(株主資本等変動計算書の区分表示)

第百条 (略)

2 株主資本等変動計算書は、適切な項目に区分し、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。当該区分及び科目は、前事業年度末及び当事業年度末の貸借対照表における純資

産の部の項目及び科目と整合していなければならない。

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法)

第百十三条 前条第一号に掲げる営業活動によるキャッシュ・フローの区分には、次の各号に掲げるいずれかの方法により、営業利益又は営業損失の計算の対象となつた取引に係るキャッシュ・フロー並びに投資活動及び財務活動以外の取引に係るキャッシュ・フローを、その内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、その金額が少額なもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一 (略)

二 税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額に、次に掲げる項目を加算又は減算して表示する方法

イゝハ (略)

(注記の方法)

第百三十一条 (略)

2 第九条第三項の規定は、第百二十八条及び第百二十九条第二項の規定により注記する場合に準用する。

産の部の区分及び科目と整合していなければならない。

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法)

第百十三条 前条第一号に掲げる営業活動によるキャッシュ・フローの区分には、次の各号に掲げるいずれかの方法により、営業利益又は営業損失の計算の対象となつた取引に係るキャッシュ・フロー並びに投資活動及び財務活動以外の取引に係るキャッシュ・フローを、その内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、その金額が少額なもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一 (略)

二 税引前当期純利益又は税引前当期純損失に、次に掲げる項目を加算又は減算して表示する方法

イゝハ (略)

(注記の方法)

第百三十一条 (略)

2 第九条第二項の規定は、第百二十八条及び第百二十九条第二項の規定により注記する場合に準用する。

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和二十八年大蔵省令第五十九号）

改 正 案

現 行

様式第二号 【貸借対照表】		様式第二号 【貸借対照表】	
(単位：円)		(単位：円)	
前事業年度 平成 年 月 日		当事業年度 平成 年 月 日	
	(平成 年 月 日)		(平成 年 月 日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	××××	××××	××××
受取手形	××××	××××	××××
貸倒引当金	△×××	△×××	△×××
受取手形(純額)	××××	××××	××××
売掛金	××××	××××	××××
貸倒引当金	△×××	△×××	△×××
売掛金(純額)	××××	××××	××××
リース債権	××××	××××	××××
リース債権	△×××	△×××	△×××
リース投資資産	××××	××××	××××
リース投資資産	△×××	△×××	△×××
有価証券	××××	××××	××××
商品	××××	××××	××××
製品	××××	××××	××××
半製品	××××	××××	××××
原材料	××××	××××	××××
仕掛品	××××	××××	××××
貯蔵品	××××	××××	××××
前渡金	××××	××××	××××
前払費用	××××	××××	××××
繰延税金資産	××××	××××	××××
未収収益	××××	××××	××××
株主、役員又は従業員に対する短期債権	××××	××××	××××
貸倒引当金	△×××	△×××	△×××
株主、役員又は従業員に対する短期債権(純額)	××××	××××	××××
短期貸付金	××××	××××	××××
貸倒引当金	△×××	△×××	△×××
短期貸付金(純額)	××××	××××	××××
未収入金	××××	××××	××××
.....	××××	××××	××××
流動資産合計	××××	××××	××××
固定資産	××××	××××	××××
有形固定資産	××××	××××	××××
建物	××××	××××	××××
減価償却累計額	-×××	-×××	-×××
流動資産合計	××××	××××	××××
固定資産	××××	××××	××××
有形固定資産	××××	××××	××××
建物	××××	××××	××××
減価償却累計額	-×××	-×××	-×××

その他の関係会社有価証券									
出資金	×××	×××							×××
関係会社出資金	×××	×××							×××
長期貸付金	×××	×××							×××
貸倒引当金	△×××	△×××							×××
長期貸付金(純額)	×××	×××							×××
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金	×××	×××							×××
貸倒引当金	△×××	△×××							×××
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金(純額)	×××	×××							×××
金(純額)	×××	×××							×××
関係会社長期貸付金	×××	×××							×××
貸倒引当金	△×××	△×××							×××
関係会社長期貸付金(純額)	×××	×××							×××
破産更生債権等	×××	×××							×××
貸倒引当金	△×××	△×××							×××
破産更生債権等(純額)	×××	×××							×××
長期前払費用	×××	×××							×××
繰延税金資産	×××	×××							×××
投資不動産	×××	×××							×××
減価償却累計額	△×××	△×××							×××
投資不動産(純額)	×××	×××							×××
.....	×××	×××							×××
投資その他の資産合計	×××	×××							×××
固定資産合計	×××	×××							×××
繰延資産	×××	×××							×××
創設費	×××	×××							×××
開業費	×××	×××							×××
株式交付費	×××	×××							×××
社債発行費	×××	×××							×××
開発費	×××	×××							×××
繰延資産合計	×××	×××							×××
資産合計	×××	×××							×××
負債の部									
流動負債	×××	×××							×××
支払手形	×××	×××							×××
買掛金	×××	×××							×××
短期借入金	×××	×××							×××
リース債務	×××	×××							×××
未払金	×××	×××							×××
未払費用	×××	×××							×××
未払法人税等	×××	×××							×××
繰延税金負債	×××	×××							×××
前受金	×××	×××							×××
預り金	×××	×××							×××
前受収益	×××	×××							×××
引当金	×××	×××							×××
修繕引当金	×××	×××							×××
.....	×××	×××							×××
株主、役員又は従業員からの短期借入金	×××	×××							×××
従業員預り金	×××	×××							×××
.....	×××	×××							×××
流動負債合計	×××	×××							×××
固定負債	×××	×××							×××
社債	×××	×××							×××
長期借入金	×××	×××							×××
関係会社長期借入金	×××	×××							×××
株主、役員又は従業員からの長期借入金	×××	×××							×××
リース債務	×××	×××							×××
長期未払金	×××	×××							×××
繰延税金負債	×××	×××							×××
引当金	×××	×××							×××
退職給付引当金	×××	×××							×××
.....	×××	×××							×××
負債のれん	×××	×××							×××

(記載上の注意)

1. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債については、第54条の規定により表示すること。

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和二十八年大蔵省令第五十九号）

改正案

現行

様式第三号 【損益計算書】		様式第三号 【損益計算書】	
(単位：円)		(単位：円)	
前事業年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)		当事業年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	
区分	注記 番号	前事業年度 金額 (円)	当事業年度 金額 (円)
I 売上高		×××	×××
II 売上原価			
1 商品 (又は製品) 期首たな卸高		×××	×××
2 当期商品仕入高 (又は当期製品製造原価)		×××	×××
合計		×××	×××
商品 (又は製品) 期末たな卸高		×××	×××
商品 (又は製品) 売上原価		×××	×××
売上総利益 (又は売上総損失)		×××	×××
販売費及び一般管理費			
.....		×××	×××
.....		×××	×××
.....		×××	×××
販売費及び一般管理費合計		×××	×××
営業利益 (又は営業損失)		×××	×××
営業外収益			
受取利息		×××	×××
有価証券利息		×××	×××
受取配当金		×××	×××
仕入割引		×××	×××
投資不動産賃貸料		×××	×××
.....		×××	×××
.....		×××	×××
営業外収益合計		×××	×××
営業外費用			
支払利息		×××	×××
社債利息		×××	×××
社債発行費償却		×××	×××
売上割引		×××	×××
.....		×××	×××
.....		×××	×××
営業外費用合計		×××	×××
経常利益 (又は経常損失)		×××	×××
特別利益		×××	×××

前期損益修正益	×××	×××
固定資産売却益	×××	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
特別利益合計	×××	×××
特別損失		
前期損益修正損	×××	×××
固定資産売却損	×××	×××
減損損失	×××	×××
災害による損失	×××	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
特別損失合計	×××	×××
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××
法人税等合計	×××	×××
当期純利益 (又は当期純損失)	×××	×××

(記載上の注意)
別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

.....	×××	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
営業外費用		
支払利息	×××	×××
社債利息	×××	×××
社債発行費償却	×××	×××
売上割引	×××	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
経常利益 (又は 経常損失)	×××	×××
特別利益		
前期損益修正益	×××	×××
固定資産売却益	×××	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
特別損失		
前期損益修正損	×××	×××
固定資産売却損	×××	×××
減損損失	×××	×××
災害による損失	×××	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
税引前当期純利 益 (又は税引前 当期純損失)	×××	×××
法人税、住民税 及び事業税	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××
当期純利益 (又は 当期純損失)	×××	×××

.....	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××
営業外費用				
支払利息	×××	×××	×××	×××
社債利息	×××	×××	×××	×××
社債発行費償却	×××	×××	×××	×××
売上割引	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××
経常利益 (又は 経常損失)	×××	×××	×××	×××
特別利益				
前期損益修正益	×××	×××	×××	×××
固定資産売却益	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××
特別損失				
前期損益修正損	×××	×××	×××	×××
固定資産売却損	×××	×××	×××	×××
減損損失	×××	×××	×××	×××
災害による損失	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××
税引前当期純利 益 (又は税引前 当期純損失)	×××	×××	×××	×××
法人税、住民税 及び事業税	×××	×××	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××	×××	×××
当期純利益 (又は 当期純損失)	×××	×××	×××	×××

	<p>(記載上の注意) 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。</p>
--	--

当期変動額合計	△×××	△×××
当期未残高	×××	×××
その他利益剰余金	×××	×××
××積立金	×××	×××
前期末残高	×××	×××
当期変動額	×××	×××
.....	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期未残高	×××	×××
繰越利益剰余金	×××	×××
前期末残高	×××	×××
当期変動額	×××	×××
新株の発行	×××	×××
剰余金の配当	△×××	△×××
当期純利益	×××	×××
自己株式の処分	×××	×××
.....	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期未残高	×××	×××
評価・換算差額等	×××	×××
その他有価証券評価差額金	×××	×××

当事業年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

	株主資本								評価・換算差額等					新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金			評価・換算差額等合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	××積立金	繰越利益剰余金								
平成 年 月 日 残高 (円)	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	-×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
事業年度中の変動額																
新株の発行	×××	×××	×××							×××						×××
剰余金の配当				×××						-×××						-×××
当期純利益							×××	×××		×××						×××
自己株式の処分									×××	×××						×××
.....																
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)											×××		×××	×××	×××	×××
事業年度中の変動額合計 (円)	×××	×××	×	×××	×××		×××	×××	×××	×××	×××		×××	×××	×××	×××
平成 年 月 日 残高 (円)	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	-×××	×××	×××		×××	×××	×××	×××

- (記載上の注意)
- 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
 - 株主資本以外の科目について、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
 - その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、前事業年度末残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
 - 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前事業年度末残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
 - 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
 - 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

前期末残高	×××	×××
当期変動額	×××	×××
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
土地再評価差額金		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
評価・換算差額等合計		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
新株予約権		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
純資産合計		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
新株の発行	×××	×××
剰余金の配当	△×××	△×××
当期純利益	×××	×××
自己株式の処分	×××	×××
.....	×××	×××
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××

(記載上の注意)

1. 変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 株主資本以外の科目については、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
3. その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、前事業年度末残高、事

<p>業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</p> <p>4. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前事業年度末残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。</p> <p>5. 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。</p> <p>6. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。</p>	
--	--

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和二十八年大蔵省令第五十九号）

改 正 案

現 行

様式第五号 【キャッシュ・フロー計算書】		様式第五号 【キャッシュ・フロー計算書】	
(単位：円)		(単位：円)	
前事業年度 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日		当事業年度 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	
区	分	注記 番号	金額 (円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			金額 (円)
営業収入	××××		××××
原材料又は商品の仕入れによる支出	△×××		△×××
人件費の支出	△×××		△×××
その他の営業支出	△×××		△×××
小計	××××		××××
利息及び配当金の受取額	××××		××××
利息の支払額	△×××		△×××
損害賠償金の支払額	△×××		△×××
法人税等の支払額	××××		××××
営業活動によるキャッシュ・フロー	××××		××××
投資活動によるキャッシュ・フロー	××××		××××
有価証券の取得による支出	△×××		△×××
有形固定資産の売却による収入	××××		××××
有形固定資産の売却による収入	△×××		△×××
投資有価証券の取得による支出	××××		××××
投資有価証券の売却による収入	△×××		△×××
貸付けによる支出	××××		××××
貸付金の回収による収入	△×××		△×××
.....	××××		××××
投資活動によるキャッシュ・フロー	××××		××××
財務活動によるキャッシュ・フロー	××××		××××
短期借入れによる収入	××××		××××
短期借入金の返済による支出	△×××		△×××
長期借入れによる収入	××××		××××
長期借入金の返済による支出	△×××		△×××
社債の発行による収入	××××		××××
社債の償還による支出	△×××		△×××
株式の発行による収入	××××		××××
自己株式の取得による支出	△×××		△×××
配当金の支払額	△×××		△×××
.....	××××		××××
財務活動によるキャッシュ・フロー	××××		××××
現金及び現金同等物の増減額	△×××		△×××
現金及び現金同等物の期末残高	××××		××××
現金及び現金同等物の期初残高	××××		××××
現金及び現金同等物の平均残高	××××		××××

財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の期末残高	×××	×××

(記載上の注意)

- 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。
- 金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。
- 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
短期借入れによる収入	×××	×××
短期借入金返済による支出	-×××	-×××
長期借入れによる収入	×××	×××
長期借入金返済による支出	-×××	-×××
社債の発行による収入	×××	×××
社債の償還による支出	-×××	-×××
株式の発行による収入	×××	×××
自己株式の取得による支出	-×××	-×××
配当金の支払額	-×××	-×××
.....	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増加額 (△は減少額)	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の期末残高	×××	×××

(記載上の注意)

- 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。
- 金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。
- 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改 正 案

現 行

様式第六号 【キャッシュ・フロー計算書】		様式第六号 【キャッシュ・フロー計算書】	
(単位：円)		(単位：円)	
前事業年度 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日		当事業年度 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	
営業活動によるキャッシュ・フロー	営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	×××	×××
減価償却費	減価償却費	×××	×××
減損損失	減損損失	×××	×××
貸倒引当金の増減額（△は減少）	貸倒引当金の増減額（△は減少）	×××	×××
受取利息及び受取配当金	受取利息及び受取配当金	△×××	△×××
支払利息	支払利息	×××	×××
為替差損益（△は益）	為替差損益（△は益）	×××	×××
有形固定資産売却損益（△は益）	有形固定資産売却損益（△は益）	×××	×××
損害賠償損失	損害賠償損失	×××	×××
売上債権の増減額（△は増加）	売上債権の増減額（△は増加）	×××	×××
たな卸資産の増減額（△は増加）	たな卸資産の増減額（△は増加）	×××	×××
仕入債務の増減額（△は減少）	仕入債務の増減額（△は減少）	×××	×××
小計	小計	×××	×××
利息及び配当金の受取額	利息及び配当金の受取額	×××	×××
利息の支払額	利息の支払額	△×××	△×××
損害賠償金の支払額	損害賠償金の支払額	△×××	△×××
法人税等の支払額	法人税等の支払額	×××	×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	有価証券の取得による支出	△×××	△×××
有価証券の売却による収入	有価証券の売却による収入	×××	×××
有形固定資産の売却による収入	有形固定資産の売却による収入	△×××	△×××
投資有価証券の取得による支出	投資有価証券の取得による支出	×××	×××
投資有価証券の売却による収入	投資有価証券の売却による収入	△×××	△×××
貸付けによる支出	貸付けによる支出	×××	×××
貸付金の回収による収入	貸付金の回収による収入	×××	×××
小計	小計	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	短期借入れによる収入	×××	×××
短期借入金の返済による支出	短期借入金の返済による支出	△×××	△×××

様式第六号 【キャッシュ・フロー計算書】		様式第六号 【キャッシュ・フロー計算書】	
(単位：円)		(単位：円)	
前事業年度 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日		当事業年度 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	
Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー	Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	×××	×××
減価償却費	減価償却費	×××	×××
貸倒引当金の増加額	貸倒引当金の増加額	×××	×××
受取利息及び受取配当金	受取利息及び受取配当金	△×××	△×××
支払利息	支払利息	×××	×××
為替差損	為替差損	×××	×××
有形固定資産売却益	有形固定資産売却益	×××	×××
損害賠償損失	損害賠償損失	△×××	△×××
売上債権の増加額	売上債権の増加額	×××	×××
たな卸資産の減少額	たな卸資産の減少額	×××	×××
仕入債務の減少額	仕入債務の減少額	△×××	△×××
小計	小計	×××	×××
利息及び配当金の受取額	利息及び配当金の受取額	×××	×××
利息の支払額	利息の支払額	△×××	△×××
損害賠償金の支払額	損害賠償金の支払額	△×××	△×××
法人税等の支払額	法人税等の支払額	×××	×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー	Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	有価証券の取得による支出	△×××	△×××
有価証券の売却による収入	有価証券の売却による収入	×××	×××
有形固定資産の取得による支出	有形固定資産の取得による支出	×××	×××

長期借入れによる収入	×××	×××
長期借入金の返済による支出	△×××	△×××
社債の発行による収入	×××	×××
社債の償還による支出	△×××	△×××
株式の発行による収入	×××	×××
自己株式の取得による支出	△×××	△×××
配当金の支払額	△×××	△×××
.....	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の期末残高	×××	×××

(記載上の注意)

1. 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。
2. 金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。
3. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

有形固定資産の売却による収入	×××	×××
投資有価証券の取得による支出	-×××	-×××
投資有価証券の売却による収入	×××	×××
貸付けによる支出	-×××	-×××
貸付金の回収による収入	×××	×××
.....	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
短期借入れによる収入	×××	×××
短期借入金の返済による支出	-×××	-×××
長期借入れによる収入	×××	×××
長期借入金の返済による支出	-×××	-×××
社債の発行による収入	×××	×××
社債の償還による支出	-×××	-×××
株式の発行による収入	×××	×××
自己株式の取得による支出	-×××	-×××
配当金の支払額	-×××	-×××
.....	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の期末残高	×××	×××

(記載上の注意)

1. 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。
2. 金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。
3. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改 正 案	現 行
<p>様式第七号 【有価証券明細表】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>5. 公社債の銘柄は、「○会社物上担保付社債」のように記載し、国債及び地方債の銘柄は、「○分利付国債」又は「○分利付○債」のように記載すること。 なお、<u>新株予約権</u>が付与されている場合には、その旨を付記すること。</p> <p>6. (略)</p>	<p>様式第七号 【有価証券明細表】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>5. 公社債の銘柄は、「○会社物上担保付社債」のように記載し、国債及び地方債の銘柄は、「○分利付国債」又は「○分利付○債」のように記載すること。 なお、<u>新株引受権</u>が付与されている場合には、その旨を付記すること。</p> <p>6. (略)</p>

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改正案	現行
<p>様式第八号 【有形固定資産等明細表】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ～ 9. (略)</p> <p>10. 減価償却を行う有形固定資産に対する減損損失累計額を、当該各資産科目に対する控除科目として、減損損失累計額の科目をもつて掲記している場合には、減損損失の金額は「当期償却額」の欄に内書（括弧書き）として記載し、減損損失累計額は、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」の欄と「当期償却額」の欄の間に「当期末減損損失累計額」の欄を設けて記載すること。</p> <p>11. (略)</p>	<p>様式第八号 【有形固定資産等明細表】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ～ 9. (略)</p> <p>10. 減価償却を行う有形固定資産に対する減損損失累計額を、当該各資産に対する控除科目として、減損損失累計額の科目をもつて掲記している場合には、減損損失の金額は「当期償却額」の欄に内書（括弧書き）として記載し、減損損失累計額は、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」の欄と「当期償却額」の欄の間に「当期末減損損失累計額」の欄を設けて記載すること。</p> <p>11. (略)</p>

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改正案							現行								
様式第九号 【社債明細表】							様式第九号 【社債明細表】								
銘	柄	発行年月日	前期末 残高(円)	当期末 残高(円)	利率(%)	担保	償還期限	銘	柄	発行年月日	前期末 残高	当期末 残高	利率	担保	償還期限
(略)							(略)								

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改正案

現行

様式第十号					様式第十号						
【借入金等明細表】					【借入金等明細表】						
区	分	前期末残高 (円)	当期末残高 (円)	平均利率 (%)	返済期限	区	分	前期末残高 (円)	当期末残高 (円)	平均利率 (%)	返済期限
(略)					(略)	(略)					(略)
	その他有利子負債				(略)		その他の有利子負債				(略)
	(略)			(略)	(略)		(略)			(略)	(略)
(記載上の注意)					(記載上の注意)						
1. 第49条第1項第3号に規定する短期借入金、同項第4号及び第52条第1項第4号に規定するリース債務、同項第2号及び第3号に規定する長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びに金利の負担を伴う <u>その他</u> 負債（社債を除く。第5号において「その他有利子負債」という。）について記載すること。					1. 第49条第1項第3号に規定する短期借入金、同項第4号及び第52条第1項第4号に規定するリース債務、同項第2号及び第3号に規定する長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びに金利の負担を伴う <u>その他</u> 負債（社債を除く。第5号において「その他有利子負債」という。）について記載すること。						
2. (略)					2. (略)						
3. 「 <u>その他</u> 有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。					3. 「 <u>その他</u> の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。						
4. (略)					4. (略)						
5. リース債務、長期借入金及び <u>その他</u> 有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。					5. リース債務、長期借入金及び <u>その他</u> の有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。						
6. (略)					6. (略)						

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改正案	現行
<p>様式第十一号 【引当金明細表】</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意) 1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金（退職給付引当金を除く。）及び第54条の3第1項に規定する準備金等（以下「引当金等」という。）について、各引当金等の設定目的ごとの科目の区別により記載すること。 2. ～3. (略)</p>	<p>様式第十一号 【引当金明細表】</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意) 1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金（退職給付引当金を除く。）及び第54条の2第1項に規定する準備金等（以下「引当金等」という。）について、各引当金等の設定目的ごとの科目の区別により記載すること。 2. ～3. (略)</p>